

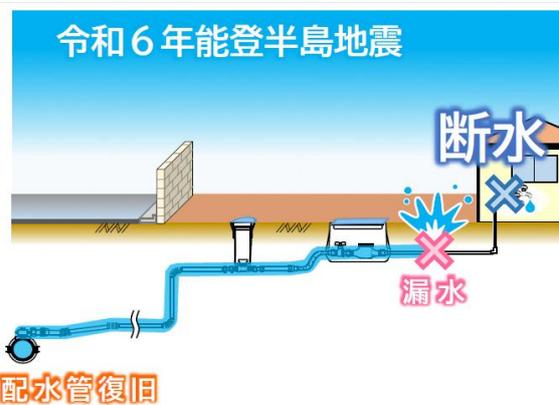
資料

【議案第 81 号】 青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について

◆ 背景

令和6年1月に発生した能登半島地震では、配水管を含む水道施設の復旧及び下水道管路の流下機能の確保後でも、宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使えない状況が長期化した。(石川県をはじめとする6県39水道事業者において、最大約13万7千戸の断水被害、輪島市・珠洲市の一部では断水解消まで5カ月を要した。)

宅内配管工事を担える地元業者の不足や業者自身の被災、様々な工事需要等により地元配管業者の確保が困難となったことが断水の長期化につながる主要因とされる。



条例等により管理者が指定した工事業者でなければ工事できない。⇒ 宅内配管工事の業者が確保できず修繕工事の順番待ちが発生。

他の水道事業者が指定した工事業者による給水装置工事等の実施を可能にし、宅内配管の業者を確保することが必要

◆ 条例改正の概要(共通)

○ 関連条例

- ◆青森市水道事業条例
- ◆青森市下水道条例
- ◆青森市農業集落排水施設条例

○ 改正概要

本市の給水装置の新設等の工事、排水設備の新設等の工事の施行について、災害その他非常の場合には、管理者が指定する工事業者のほか、他の自治体・水道事業者の指定を受けている工事業者でも施行可能とするため、但し書き等を追加するもの。

○ 施行日 公布の日から施行する

◆ (参考) 青森市の給水装置・排水設備工事業者の指定状況 (令和7年12月末現在)

青森市	給水装置工事	排水設備工事
指定業者数	209	151
うち市内	127(61%)	83(55%)
うち市外	82(39%)	68(45%)
備考	更新期間 5年	更新期間 2年

- ・事業者の指定・更新には通常1カ月程度要している。
- ・給水装置・排水設備いずれにも登録している(重複)指定業者は144者。

青森市水道事業条例（平成十七年青森市条例第二百二十三号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第六条 給水装置の新設等の工事は、管理者が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、本市以外の法第三条第五項に規定する水道事業者又は当該水道事業者が法第十六条の二第一項の指定をした者が給水装置の新設等の工事を施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第六条 給水装置の新設等の工事は、管理者が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 [略]</p>
<p>(給水管及び給水用具の指定等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者及び前条第一項ただし書の規定により給水装置の新設等の工事を施行する者（第三十六条第二項において「指定給水装置工事事業者等」という。）に対し、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置の新設等の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p>	<p>(給水管及び給水用具の指定等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し_____</p> <p>_____、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置の新設等の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>2 管理者は、給水装置の所有者の当該給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者等の</u>施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該工事が法第十六条の二第三項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>2 管理者は、給水装置の所有者の当該給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者</u>の施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該工事が法第十六条の二第三項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、</p>

改正後	改正前
<p>又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(技術者による布設工事の監督)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 前項の監督業務を行う職員は、次の各号のいずれかの資格を有する者のうちから、管理者が指名する。</p> <p>一～十 [略]</p> <p>十一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>3 [略]</p> <p>(水道技術管理者)</p> <p>第四十四条 管理者は、次の各号のいずれかの資格を有する職員のうちから、水道技術管理者を選任する。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(技術者による布設工事の監督)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 前項の監督業務を行う職員は、次の各号のいずれかの資格を有する者のうちから、管理者が指名する。</p> <p>一～十 [略]</p> <p>十一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>3 [略]</p> <p>(水道技術管理者)</p> <p>第四十四条 管理者は、次の各号のいずれかの資格を有する職員のうちから、水道技術管理者を選任する。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>

青森市下水道条例（平成十七年青森市条例第二百一号）新旧対照表

改正後	改正前
(排水設備等の工事の施行)	(排水設備等の工事の施行)
<p>第六条 排水設備等の新設等の工事は、市又は排水設備等の工事について技能を有する者として管理者が指定する市指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が排水設備等の新設等の工事を行うことができる者として指定をした者が当該工事を行う必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 指定業者及び前項ただし書の規定により排水設備等の新設等の工事を施行する者（第十五条第一項において「指定業者等」という。）は、前条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を施行することとし、管理者が必要と認めた場合は事前に工事材料の検査を受けなければならない。</p>	<p>第六条 排水設備等の新設等の工事は、市又は排水設備等の工事について技能を有する者として管理者が指定する市指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 指定業者_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、前条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を施行することとし、管理者が必要と認めた場合は事前に工事材料の検査を受けなければならない。</p>
(排水設備等の工事の検査)	(排水設備等の工事の検査)
<p>第十五条 指定業者等が排水設備等の新設等の工事を完了したときは、管理者に三日以内にその旨を届け出て検査を受けなければならない。</p>	<p>第十五条 指定業者が排水設備等の新設等の工事を完了したときは、管理者に三日以内にその旨を届け出て検査を受けなければならない。</p>
2 [略]	2 [略]
(占用)	(占用)
第三十六条 [略]	第三十六条 [略]
<p>2 前項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。</p>	<p>2 前項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>一～三 〔略〕</p> <p>四 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法_____</p> <p>第二条第一項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p>	<p>一～三 〔略〕</p> <p>四 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)</p> <p>第二条第一項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p>

青森市農業集落排水施設条例（平成十七年青森市条例第百七十一号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>（排水設備の工事の施行）</p> <p>第九条 排水設備の新設等の工事は、青森市下水道条例（平成十七年青森市条例第二百一十号。以下「下水道条例」という。）第六条第一項に規定する市指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が排水設備の新設等の工事を行うことができる者として指定をした者が当該工事を行う必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（排水設備の工事の施行）</p> <p>第九条 排水設備の新設等の工事は、青森市下水道条例（平成十七年青森市条例第二百一十号。以下「下水道条例」という。）第六条第一項に規定する市指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 〔略〕</p>
<p>（排水設備の工事の施行）</p> <p>第十条 指定業者及び前条第一項ただし書の規定により排水設備の新設等の工事を施行する者が、排水設備の新設等の工事を完了したときは、管理者に三日以内にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（排水設備の工事の施行）</p> <p>第十条 指定業者_____</p> <p>_____が、排水設備の新設等の工事を完了したときは、管理者に三日以内にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>